

平成25年度 特定テーマ調査報告書

メインテーマ

「高齢社会に対応した県土整備について」
～明日を拓く活力ある県土づくりを目指して～

サブテーマ

- ①暮らしやすく持続可能な県土・都市づくりについて
- ②高齢者等の移動手段の確保について
- ③社会資本の長寿命化と適正な維持管理について
- ④社会資本のバリアフリー化について
- ⑤高齢者の多様な住まいの確保について

平成25年11月

県土整備委員会

目 次

I	はじめ	-----	1
II	委員会の活動状況	-----	2
III	暮らしやすく持続可能な県土・都市づくりについて	--	4
IV	高齢者等の移動手段の確保について	-----	5
V	社会資本の長寿命化と適正な維持管理について	-----	6
VI	社会資本のバリアフリー化について	-----	11
VII	高齢者の多様な住まいの確保について	-----	14
VIII	おわりに	-----	16
IX	委員会委員名簿	-----	16
X	調査関係部課	-----	16
XI	参考資料	-----	17

I はじめに

我が国は、戦後の高度成長により世界でも稀に見る急成長を遂げてきたが、近年は、高齢化の急速な進展や人口減少の本格化に伴い、本県も含め、社会経済情勢はますます厳しさを増してきている。

特に、高齢化の問題は、生産年齢人口の減少に伴う自治体の税収の減少や、社会経済の活力の低下を招くとともに、人々の日々の暮らしにも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

こうした高齢社会を迎え、これまでの人口増加や産業経済の発展を背景とした拡大成長型の都市づくりから、豊かで活力あるコンパクトで持続可能な都市づくりへの転換が重要ではないかと考えられる。

県民からは安全・安心な暮らしを求めるニーズが高まっており、高齢者をはじめ、誰もが自らの意思で安全に移動でき、安心して快適に暮らせ、社会参加ができるよう、バリアフリー化された社会資本の整備や地域の実情に応じた適切な移動手段の確保が必要となっている。

また、高齢者が住みなれた地域で、自立しながら安心して快適に暮らすことができるよう、高齢者に配慮した多様な住まいの確保についても検討が必要ではないかと考えられる。

さらに、今後、自治体が社会資本の整備と維持補修にかけられる十分な財源確保が難しい中で、高度経済成長期に集中して整備されてきた橋梁などの社会資本が一斉に更新時期を迎え、維持管理と更新の費用が急激に増加することが見込まれており、これらの費用の縮減と平準化を図ることが急務となっている。

このようなことから、当委員会においては、「高齢社会に対応した県土整備について」を特定テーマのメインテーマとし、快適さと費用縮減を両立する「暮らしやすく持続可能な県土・都市づくり」、高齢社会においても誰もが安心して暮らし続けることができるための「高齢者等の移動手段の確保」、費用を縮減し平準化するための「社会資本の長寿命化と適正な維持管理」、「社会資本のバリアフリー化」そして「高齢者の多様な住まいの確保」の5つをサブテーマとし、必要な調査研究を実施した。

調査研究に当たっては、県内全市町を訪れ、現地調査を実施し、各市町長等との意見交換を重ねるとともに、委員間討議に加え、県執行部との事前通告制質疑や県外の先進地調査を行うなど、多角的かつ積極的に特定テーマにかかる議論を深めてきた。

本報告書は、上記特定テーマにかかる調査研究活動の成果をまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成25年4月17日（水）

- 特定テーマについて検討し、特定テーマを次のとおり決定した。
メインテーマ「高齢社会に対応した県土整備について」
～明日を拓く活力ある県土づくりを目指して～
サブテーマ① 暮らしやすく持続可能な県土・都市づくりについて
② 高齢者等の移動手段の確保について
③ 社会資本の長寿命化と適正な維持管理について
④ 社会資本のバリアフリー化について
⑤ 高齢者の多様な住まいの確保について

2 平成25年5月17日（金）

- 特定テーマの現状と課題について、執行部から説明を受けた。

3 平成25年6月7日（金）

- 各テーマについて委員間討議を行った。

4 平成25年6月14日（金）

- 各テーマについて委員間討議を行った。

5 平成25年6月25日（火）

- 真岡土木事務所管内（関係市町：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）の現地調査を実施した。

6 平成25年6月27日（木）

- 鹿沼、日光土木事務所管内（関係市町：鹿沼市、日光市）の現地調査を実施した。

7 平成25年7月1日（月）

- 矢板土木事務所管内（関係市町：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）の現地調査を実施した。

8 平成25年7月25日（木）

- 安足土木事務所管内（関係市町：足利市、佐野市）の現地調査を実施した。

9 平成25年7月25日（木）・26日（金）

- 栃木土木事務所管内（関係市町：栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）の現地調査を実施した。

10 平成25年7月31日（水）

- 大田原土木事務所管内（関係市町：大田原市、那須塩原市、那須町）の現地調査を実施した。

11 平成25年8月21日（水）

- 宇都宮、烏山土木事務所管内（関係市町：宇都宮市、那須烏山市、上三川町、那珂川町）の現地調査を実施した。

12 平成25年8月22日（木）

- (1) 土木事務所管内の調査の総括を行った。
- (2) 特定テーマに関する事前通告制質疑を行った。

13 平成25年8月28日（水）～30日（金）

- (1) 富山市役所において現地調査実施後、富山ライトレール（L R T）を視察した。
- (2) (株)万葉線（富山県高岡市）において現地調査実施後、高岡軌道線を視察した。
- (3) 金沢市役所において現地調査を実施した。
- (4) 石川県庁において現地調査実施後、県営大桑住宅を視察した。

14 平成25年10月2日（水）

- 報告書骨子案の検討を行った。

15 平成25年10月25日（金）

- 報告書素案の検討を行った。

16 平成25年11月19日（火）

- 報告書案を検討し決定した。

Ⅲ 暮らしやすく持続可能な県土・都市づくりについて

1 現 状

- (1) 人口減少や超高齢社会を迎え、暮らしやすく持続可能な都市づくりの推進は重要なテーマとなっている。
- (2) 県内各市町の市街地部は、郊外への大型店舗の立地等により、小売店舗が減少し、高齢者世帯や空き家等の低・未利用地が増加し、地域の活力や防災機能の低下、地域コミュニティの希薄化が危惧されている。
- (3) さらに、本県は自動車普及率が高く、公共交通であるバスの路線数等が減少し、車を運転できない高齢者等は、日常生活に不便を来している状況にある。
- (4) 今後、生産年齢人口の減少により、地方公共団体の税収減が見込まれる中、高齢者の医療や福祉などの社会保障費や、高齢化した社会資本の更新・維持管理費用が増大し、行政コストの増加が懸念されている。

2 課題及び検討の視点

- (1) 高齢者が自立しながら安全で快適に暮らすことができ、日常的な買い物や医療、金融、行政などのサービスが身近なところで利用できる、暮らしやすく利便性の高い都市づくりが必要である。
- (2) 快適で利便性の高い、効率的な公共交通ネットワークの再構築や、歩行者・自転車の利用を優先した人にやさしい街路空間の確保が必要である。
- (3) 都市が持続的に発展していくためには、中心市街地、鉄道駅周辺、役所等が立地する市街地などの拠点地域に商業や業務、行政、教育・文化などの様々な都市機能をバランスよく集約・誘導し、各拠点間を効率的にネットワークさせることが必要である。

3 提 言

- 街なかに様々な都市機能を集約したコンパクトな都市づくりに取り組み、高齢者も暮らしやすく持続可能な県土・都市を形成すること。
- 公共交通ネットワークの強化や歩行者・自転車を優先した道路利用環境の充実を図り、高齢者が安全で快適に移動できる都市づくりを推進すること。

【提言の具体的内容】

- ・土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画を活用し、まちづくりの主体である市町とともに、関係部局と調整を図りながら、居住施設や日常生活に必要な店舗や病院、公共公益施設などの様々な都市機能をバランス良く街なかに集約したコンパクトな都市づくりを促進すること。
- ・特に、店舗等の誘導については、産業労働観光部及び保健福祉部所管の各種施策との連携を図ること。
- ・高齢者が車を使わなくても安全で快適に移動できるよう、他県の先進事例を参考に

地域間を効率的に結ぶ鉄道、バス等の公共交通ネットワークの強化や歩行者・自転車を優先した人にやさしい道路利用環境の充実を図ること。

- ・暮らしやすく持続可能な県土・都市づくりを推進するに当たっては、県内の地域間に著しい格差が生じないように配慮すること。

IV 高齢者等の移動手段の確保について

1 現 状

- (1) モータリゼーションの進展等を背景として、公共交通利用者が減少し、交通事業者により運営されていた路線バスの廃止・縮小が進んできた。
- (2) 多くの市町では、自らコミュニティバス等を運行して公共交通サービスの維持に取り組む、公共交通空白地域の解消に努めている。
- (3) 県は、民間バス、市町村生活交通への運行経費の補助、市町村生活交通の見直し・改善に対する支援に加えて、第三セクター鉄道への支援など、市町や交通事業者等と連携を図りながら公共交通ネットワークの維持・充実に取り組んでいる。

2 課題及び検討の視点

- (1) すべての県民が、自立した生活と活力ある社会活動を営んでいく上で、自動車中心社会において移動を制約される高齢者等の日常生活を支える移動手段の確保が必要である。
- (2) 民間バスについては、一部路線においてまちづくりの変化や利用者目線でのニーズを的確にとらえていないなど、より効率的・効果的な運行を図っていく必要がある。
- (3) 市町村生活交通については、コミュニティバスやデマンド交通により、公共交通空白地域の解消が進む一方で公費負担は増加していることから、より効率的・効果的な運行を図っていく必要がある。
- (4) なお、中山間部の公共交通空白地域等では、高齢者も自家用車の運転を余儀なくされることから、高齢者の自動車運転にも配慮した道路整備が必要である。

3 提 言

- 市町や交通事業者等と連携を密にし、公共交通ネットワークの充実・強化に取り組み、高齢者をはじめ誰もが安心して快適に暮らし、社会参加できる移動手段を確保すること。
- 民間バス及び市町村生活交通については、高齢者等が使いやすく、効率的・効果的な運行が図られるよう、運営や運行方法の見直し・改善の支援に努めること。
- 中山間部の公共交通空白地域等の道路については、高齢者の自動車運転に配慮すること。

【提言の具体的内容】

- ・高齢者等が使いやすく、効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を促進させるため、民間バス事業者が課題のある長距離系統等を見直すための手法や市町が地域特性に合った最適な輸送形態を選択できるような検討手法をガイドラインとして提示するなど、引き続き民間バス事業者や市町が行う見直し・改善の取組への支援に努めること。
- ・コミュニティバスやデマンド交通などの市町村生活交通の見直し・改善に当たっては、効率性の観点だけでなく、高齢者や障害者などの利用者の声に十分配慮しながら見直し・改善へ取り組むよう、適切な指導・助言を行うこと。なお、市町の区域を越えた運行が求められる場合には、市町間の調整に県が積極的に参画し主導していくこと。
- ・公共交通空白地域等では、屈曲部の解消や円滑にすれ違いを行うための幅員確保など、高齢者の自動車運転にも配慮した道路整備を進めること。

V 社会資本の長寿命化と適正な維持管理について

少子高齢化による人口減少により、今後は社会資本の整備や維持更新にかけられる十分な予算の確保が難しい状況にある。一方、橋梁等の社会資本は、高度経済成長期に集中して整備されてきたことから、今後一斉に維持管理・更新費用を要することが予測される。持続可能な社会資本の管理を実現するため、維持管理・更新費用の縮減と平準化を図ることが喫緊の課題である。

以下、社会資本の長寿命化と適正な維持管理について、道路、河川及び砂防・ダム、都市施設、県有建築物の各分野ごとにまとめる。

【道路施設】

1 現 状

- (1) 橋梁やトンネルなどの道路施設は、高度経済成長期に集中的に整備されたため、今後一斉に高齢化が進み、これまで以上に適正な維持管理が求められている。
- (2) 昨年の中核自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受け、橋梁やトンネル等の道路施設を各種点検マニュアルに基づき点検し、必要に応じ修繕することにより道路利用者の安全確保に努めている。
- (3) 県民が安心して既存の道路施設を利用し続けるためには、適正な点検による現状確認と的確な修繕が不可欠である。

2 課題及び検討の視点

- (1) 各道路施設の損傷を早期に発見するため、定期的に点検を行い、その施設点検データを一元的に管理する必要がある。
- (2) 厳しい財政状況の中、道路施設が今後急速に高齢化し、更新費用及び維持管理費用の急激な増加が見込まれることから、維持管理事業費の確保はもとより、道路施

設に係る事業費の縮減と平準化を図るため、既に策定した橋梁長寿命化修繕計画に加え道路施設ごと（トンネル、舗装、その他構造物）の長寿命化修繕計画の策定が必要である。

- (3) 現時点で安全性に問題は無いものの、長期にわたる安全性確保と将来の維持管理費を考慮すると、早期に更新を検討する施設もある。

3 提 言

- 道路施設ごとの長寿命化修繕計画を策定し、計画的に施設の修繕・改築に取り組むこと。
- 安全性に加えて、長期的な維持管理コストを勘案した施設の適正な維持管理に努めること。
- 従来の点検手法に加え、最新の手法も視野に入れた適正な点検を行うこと。
- 道路占用者に対しても占用物件の適正な維持管理を行うよう指導すること。
- 社会資本の長寿命化と適正な維持管理について必要な予算を確保すること。

【提言の具体的内容】

- ・壊れてから直す対症療法的修繕ではなく、損傷を未然に防ぐ予防保全を実施することで、予算の縮減・平準化が可能となることから、橋梁に加え、道路施設ごと（トンネル、舗装、その他構造物）の長寿命化修繕計画を策定すること。
- ・国道122号日足トンネルにおいては、半横流換気方式からジェットファン方式に変更することにより天井板を撤去する計画であり、さらなる安全性の確保と将来の維持管理費を考慮した結果の対応として評価できる。こうした事例をいかし、その他の道路施設についても長期にわたる安全性の確保と将来の維持管理費を勘案しながら、施設の適正な維持管理に努めること。
- ・道路照明灯については、長寿命で省電力性に優れたLED灯の導入を推進し、長期的な維持管理コスト低減と施設の長寿命化を図ること。
- ・適正な維持管理のためには、適正な点検が不可欠であることから、従来から実施している目視点検・打音点検に加え、最新手法も視野に入れた、適切な点検手法を採用すること。
- ・道路を占用している物件についても、道路利用に支障を来さないよう占用者へ適正な維持管理の指導を行うこと。

【河川及び砂防・ダム施設】

1 現 状

- (1) 異常気象による豪雨が頻発する状況下において、引き続き治水安全度向上を図るとともに、既存の河川及び砂防施設を適正に管理することがますます重要となっている。

- (2) ダムは、洪水調節・水道水の確保など社会的に重要な役割を持ち、その施設は、土木・機械・電気と多様な分野にわたる複合施設で、管理方法や耐用年数も多様である。
- (3) 県では7つのダムを管理しており、各施設の保守点検等の結果に基づき、故障や不具合に応じて必要な取替えや更新を実施しダム機能を保全しているが、建設から時間が経過し施設の高齢化が著しいことから、維持管理費用は年々増加している。

2 課題及び検討の視点

- (1) 河川数291、総延長約2,500kmに及ぶ本県管理の一級河川や、1,000箇所を超える砂防施設について、より効率的・効果的な維持管理を実施するためには、重点的に維持管理すべき区間、維持管理の水準及び内容等を明確にし、適正な維持管理に努める必要がある。
- (2) 河川については、これまで管理上重要な機械設備について長寿命化修繕計画を策定したが、コンクリート構造物等（釜川放水路など）についても同計画を策定し、施設の高齢化対策を図る必要がある。
- (3) ダムは大規模な施設であり、建設し直すことは極めて困難であることから、機能を維持しながら超長期にわたり運用していくことが求められている。放流施設・取水施設などが故障することがあれば、洪水調節や水道水の確保ができず、県民生活に影響が及ぶことから、施設の信頼性の確保が最重要課題である。
- (4) 限られた予算の中でダム施設を健全に維持していくため、ダムESCO事業による管理費の縮減や、より効率的・効果的な施設管理を行う長寿命化修繕計画の策定が必要である。

3 提言

- ダム等の重要構造物の長寿命化修繕計画を策定し、効率的な維持管理に努めること。
- 河川の特성에応じて点検内容や管理水準を定めること。
- 従来の点検手法に加え、最新の手法も視野に入れた適正な点検を行うこと。
- 民間の持つ資金・経営能力・技術力の導入可能性を検討し、管理費の縮減に取り組むこと。
- 社会資本の長寿命化と適正な維持管理について必要な予算を確保すること。

【提言の具体的内容】

- ・ダムや放水路等の重要構造物については、施設の更新が極めて困難であることから、維持管理コストの縮減・平準化を図るため、施設ごとの長寿命化修繕計画を策定すること。
- ・点検内容や管理水準の設定は、必要に応じ最新の雨量データにより検証を行うこと。
- ・適正な維持管理のためには、適正な点検が不可欠であることから、従来から実施している目視点検・打音点検に加え、最新手法も視野に入れた、適切な点検手法を採

用すること。

- ・維持管理コストの縮減を図るため、河川堆積土砂の代行掘削や県管理ダムでのダムESCO事業など、民間の持つ技術力等について導入の可能性を検討すること。

【都市施設（都市公園・下水道）】

1 現 状

- (1) 県では、9箇所、総面積607haの都市公園を管理しており、県民1人当たりの都市公園面積は13.7㎡で全国14位である。現在、主たる業務が新規整備から維持管理へと移行している中、既に整備から長期間経過した施設が多数あり、一部施設で高齢化が進行している。
- (2) 県内の下水道普及率は、平成23年度末で61.5%であり、最終目標75.5%に対し進捗率は8割を超え、全国27位である。また、流域下水道は7処理区が供用しており、主たる業務は維持管理に移行している。

2 課題及び検討の視点

- (1) 県営都市公園は、スポーツ・レクリエーションや健康の維持の場を提供するとともに、高齢者の憩いの場や世代間の交流の場としても重要な役割を果たしている。このように様々な利用者のニーズに沿った運営を図るためには、安全性や快適性等への配慮が不可欠であり、施設の維持管理・更新を的確に実施する必要がある。
- (2) 下水道については、ライフラインとして適正かつ効率的な維持管理を継続することが求められており、高齢化した管渠及び下水処理場に対し、施設の機能を保持するため、計画的な改築、更新工事を実施する必要がある。
さらに、効率的かつ安定的な維持管理を行うため、発生バイオガスを利用した発電・売電を行う等、維持管理費の低減を図る取り組みを推進する必要がある。

3 提 言

- 長寿命化修繕計画に基づき都市施設（公園施設・下水道施設）の計画的な修繕・改築に取り組むこと。
- 公園施設については、修繕・改築の機会に、利用者ニーズをとらえた設備（トイレの洋式化など）の導入を図ること。
- 発生バイオガスを利用した再生可能エネルギーの導入拡大等に取り組み、下水道施設の維持管理費の低減を図ること。

【提言の具体的内容】

- ・県営都市公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき適正な施設の改築・更新を進めていくとともに、民間のノウハウを活用した指定管理者制度等の導入拡大により、適正かつ効率的な管理運営に努めること。

- ・下水道については、「下水道長寿命化計画」に基づき、高齢化した施設等の改築・更新工事を計画的に実施すること。
- ・効率的かつ安定的な維持管理を行うため、維持管理コストの縮減が図れるバイオガス発電事業を鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターに続き、他の浄化センターにも導入を推進すること。

【県有建築物】

1 現 状

- (1) 県有建築物は約6,300棟、延床面積約270万㎡と膨大であり、築後30年以上経過したものが4割を超えるなど高齢化が進み、今後の維持、修繕、更新費が増大することが予測される。
- (2) これまでの県有建築物の平均使用年数（建築から解体まで）は31.5年であることから、長寿命化を図るためには、建物に要求される性能を満たし続けられるよう適正な維持管理が必要である。
- (3) 県有建築物の保全・長寿命化については、平成22年度に策定された「栃木県県有財産の総合的な利活用に関する指針」（経営管理部）に基づき、全庁的な取組が行われている。
- (4) 耐震改修促進計画に基づく県有建築物本体の耐震化は順調に進んでいるが、東日本大震災の際には、学校体育館等において天井脱落等による被害が発生した。

2 課題及び検討の視点

- (1) 建築物の適正な維持管理は、技術基準に基づく統一的な管理が望ましいが、実態は施設管理者が独自管理をしていることにより、十分な改修記録が揃わず不具合状況の把握が不十分となり、対症療法的な維持・修繕を余儀なくされている。
- (2) 建築物の一層の安全確保のためには、建築物本体の耐震化とともに、非構造部材の耐震化が必要であり、天井等の脱落防止対策について、建築基準法施行令が改正・公布され、平成26年4月に施行されることとなった。

3 提 言

- 地震時に落下のおそれのある吊り天井などの非構造部材の耐震化について迅速に取り組むこと。
- 外壁の全面打診調査について積極的に取り組むこと。
- 従来 of 点検手法に加え、最新の手法も視野に入れた適正な点検を行うこと。
- 県有建築物を統一的な観点で管理するための体制及び維持管理計画を整備すること。

【提言の具体的内容】

- ・建築物本体の耐震化については概ね対策が施されていることから、今後、吊り天井などの非構造部材の耐震化について、国の基準に基づき、対象となる吊り天井の安全確認を行い、技術基準に適合しない天井の脱落防止対策に取り組むこと。
- ・外壁のクラック・浮き等の損傷や劣化の点検調査を計画的に進め、その結果、補修が必要な建築物については、適正な改修に取り組むこと。
- ・従来点検手法に加え、最新の手法も視野に入れ、対象施設の損傷や劣化の状況を効率よく適正に評価できる点検を行うこと。
- ・県有建築物（庁舎、県営住宅等）の定期点検で不具合状況を把握するとともに、点検結果をデータベース化し、効率的な維持管理計画を策定すること。
- ・県営住宅については、「栃木県公営住宅等長寿命化計画」の見直しも含め、引き続き予防保全的な改善に努めること。
- ・民間建築物についても、国・市町・関係部局と連携し、耐震改修促進法に基づき耐震化率の向上が図られるよう、建築主への啓発に努めること。

VI 社会資本のバリアフリー化について

高齢者や障害者等を含むすべての県民が、安全で快適な日常生活を営むとともに積極的な社会参加ができる生活環境を整備するため、社会資本のバリアフリー化を推進する必要がある。

以下、社会資本のバリアフリー化について、道路、公共交通、都市公園、県有建築物の各分野ごとにまとめる。

【道路施設】

1 現 状

- (1) 本県では、他県に先駆け、子供から高齢者まで県民誰もが安全に安心して自由に移動できるよう、日常生活を支える道路整備、とりわけ、歩道整備を積極的に推進してきた。
- (2) 中でも、通学路については、年間30kmを目標に整備を進め、その結果、県管理道路の歩道整備率は、全国的にも高い水準に達している。
- (3) また、高齢者等が安全で円滑に通行できる道路空間を整備するため、本県独自の「歩道等整備マニュアル」を策定し、市街地部を中心にバリアフリー化を推進している。

2 課題及び検討の視点

- (1) 歩道整備率は高水準にあるものの、市街地部において、いまだに歩道がない箇所が残っており、既設の歩道についても、幅員狭小で段差や急勾配の箇所があるなど、高齢者等が安全で円滑に通行できる環境を整えるには、より一層の整備が必要である。
- (2) また、バリアフリー化を重点的に推進するため国の指定を受けた県管理道路は、14kmに過ぎず、超高齢社会に対応するには、整備対象範囲の拡大が必要である。

- (3) さらには、安全な歩道空間を確保するために、歩行者と自転車の分離が必要である。

3 提言

- 歩道のバリアフリー化を推進し、高齢者等が安全で円滑に通行できる環境整備に努めること。
- 歩行者と自転車の分離を図るなど、自転車走行環境を整備し、歩行者と自転車双方の安全確保を図ること。

【提言の具体的内容】

- ・高齢者等の利用する機会が多い駅、病院等を結ぶ経路を選定し、歩道未整備区間の解消や既設歩道の再整備を行うことで、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの構築を推進すること。
- ・自転車交通量の多い区間の歩道整備については、十分な歩道幅員の確保に努めるとともに、自転車通行帯の着色など歩行者と自転車双方の安全に配慮した整備を促進すること。

【公共交通】

1 現状

- (1) 高齢者や障害者等を含むすべての県民が、自立した生活と活力ある社会活動を営むためには、誰もが安全で円滑に利用できる公共交通が必要である。
- (2) 県では、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、国・市町・交通事業者と一体となって鉄道駅の段差解消やノンステップバスの導入などに取り組んでいる。

2 課題及び検討の視点

- (1) 鉄道駅のバリアフリー化については、駅施設の段差解消のほか、駅と周辺の公共施設などを結ぶ経路について、国・市町・鉄道事業者と連携を図りながら移動等の円滑化を進めていく必要がある。
- (2) ノンステップバスの導入は、交通事業者の厳しい経営状況もあるが、引き続き、国、市町と連携を図りながら進めていく必要がある。

3 提言

- 施設の一体的なバリアフリー化推進及びノンステップバスの導入促進に取り組む、すべての県民が、自立した生活と活力ある社会活動を営める環境整備を図ること。

【提言の具体的内容】

- ・交通結節点である駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入の促進については、県・市町・国・事業者との連携が不可欠である。引き続き連携強化を図りながら市町・事業者への財政支援を行うこと。
- ・駅前広場や主要な経路のバリアフリー化についても、一体的な効果が得られるよう、バリアフリー化事業を重点的に実施するなど関係者と連携して取り組むこと。
- ・現在、検討を進めている総合スポーツゾーンは、高齢者や障害者を含むすべての県民の健康づくりの拠点となることから、その玄関口である東武宇都宮線西川田駅のバリアフリー化に向けて取り組むこと。

【都市公園】

1 現 状

- (1) 県が管理する都市公園（9箇所 総面積607ha）は、年間400万人を超える利用者があり、県民余暇活動の中核施設としての役割を担っている。
- (2) 利用者ニーズを踏まえ適正な管理・運営をしているが、少子高齢化の進行により利用形態や施設に求めるニーズが多様化している。

2 課題及び検討の視点

- (1) 進行する超高齢社会に対応するため、ニーズ等を把握し、高齢者の視点にも立った管理運営が求められている。
- (2) バリアフリー化が遅れている公園施設においては、多目的トイレの設置やトイレの洋式化、段差解消などに積極的に取り組んでいく必要がある。

3 提 言

- 超高齢社会を迎え、公園施設の果たす役割が大きく変化していることから、利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに対応した施設への再整備に取り組むこと。
- トイレの洋式化をはじめとする施設のバリアフリー化については、施設の更新時期等も勘案し、効率的、計画的に取り組むこと。

【提言の具体的内容】

- ・県が管理する都市公園は建設時から年数が経過しており、施設の高齢化とともに利用者ニーズも変化している。施設を更新する際には、県の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」や国の指針等に基づき、高齢者や車いす利用者などに配慮したトイレ（洋式化、男女別等の音声案内装置設置など）や駐車場、園路の整備等に取り組むこと。

【県有建築物】

1 現 状

- (1) 県有建築物の新築工事については、すべての人が自らの意思で自由に行動でき積極的に社会参加できるよう「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成12年度施行）に基づき整備を進めている。
- (2) 既存の県有建築物については、県民の利用頻度が高い施設において条例適合状況調査を実施し、調査結果に基づきトイレ改修や階段手すりの設置、駐車場の整備等を進めている。
- (3) 県営住宅については、平成8年度から長寿社会対応住宅設計指針に基づきバリアフリー化住宅の整備を進めており、平成8年度以前に建設した県営住宅も高齢者向け住戸改善やエレベーターの設置等のバリアフリー化対策を実施している。

2 課題及び検討の視点

- (1) 既存の県有建築物において、廊下や出入口などの開口寸法不足や、エレベーターなどに代表される増改築における構造上の制限、さらには施設を利用しながらの工事になること等から、バリアフリー化が進んでいない箇所がある。

3 提 言

○既存施設のバリアフリー化については、施設の更新時期等を勘案し、効率的、計画的に取り組み、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備を促進すること。

【提言の具体的内容】

- ・ 既存県有建築物のバリアフリー化については、施設の利用実態やニーズを的確にとらえ、構造上の制限や、施設を利用しながら改修工事を実施する工法を検討するなど、関係部局との調整を図りながら、効率的、計画的に段差解消や多目的トイレの整備など、バリアフリー化を推進すること。
- ・ 県営住宅については、引き続き、高齢者向け住戸改善等のバリアフリー化対策を進めることにより、高齢者世帯等に配慮した整備を図ること。

Ⅶ 高齢者の多様な住まいの確保について

1 現 状

- (1) 団塊の世代が高齢期を迎え急速に高齢者が増加しており、介護が必要な高齢者や高齢者単身・夫婦世帯の一層の増加が見込まれる。
- (2) 高齢者世帯は、単身・夫婦世帯が半数を占め、また、高齢者世帯のうち持家世帯は約8割、借家世帯は約2割で、いずれもバリアフリー化は遅れており、身体機能の低下による事故が増加している。

- (3) 高齢者は、民間賃貸住宅市場において、入居制限などにより住まいの確保が困難な場合が少なくない。

2 課題及び検討の視点

- (1) 高齢化と核家族化のさらなる進行が見込まれる中、高齢者単身世帯等に対する住宅セーフティネットをより一層充実させていくことが必要である。
- (2) 高齢者単身世帯や要介護の高齢者等が適切なケアを受けられ、安心して生活できるよう、高齢者福祉施策と連携し、生活支援・介護サービスが提供される住宅の普及が必要である。
- (3) 高齢者が在宅で安全に日常生活を送ることができるよう、手すりの設置や段差解消等の加齢対応仕様の住宅の整備が必要である。また、高齢者が自立して地域の中で生活できるよう、住宅のみならず住環境も含めた地域全体のユニバーサルデザイン化も必要である。

3 提言

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住宅政策と福祉政策の緊密な連携のもと、高齢者世帯のニーズにかなった住居やサービスが選択できる環境の整備に努めること。
- 高齢者が、地域コミュニティとのつながりをもって安全で自立した生活ができる住環境の形成に努めること。

【提言の具体的内容】

- ・高齢者が安心して居住することができる住まいを確保する観点から、「サービス付き高齢者向け住宅」の普及を図るとともに、入居者の利用状況に即した運営が的確に行われるよう、県土整備部と保健福祉部の緊密な連携のもと、事業者への適切な指導を行うこと。
- ・市町及び不動産関係団体等と連携して、高齢者向けの賃貸住宅の情報提供や相談体制の整備など、高齢者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する環境づくりを進めること。
- ・高齢者が住み慣れた地域の中で地域コミュニティとのつながりを持ちながら自立して生活できるよう、介助のしやすさ、移動の容易性等の観点から、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率の向上に必要な措置を講ずること。

Ⅷ おわりに

今年度の特定テーマの設定に当たっては、人口減少・少子高齢化の一層の進展等による将来の社会情勢の変化を見据え、高齢社会に対応した県土整備を進める上で特に重要な5項目をサブテーマに選定した。

いずれも、高齢者をはじめ県民が安全・安心な暮らしを日々送っていく上で不可欠なテーマであり、厳しい財政状況にあっても、いかにして計画的に、そして効果的に施策を実行できるかが、本委員会における主な論点となった。

そのためには、課題解決のために実効ある取組を迅速に進めていくとともに、優先度も考慮してさらなる「選択と集中」が必要となっている。

本委員会では、今回の調査研究の結果、特定テーマに関するこれまでの県の取組に対して、県民のニーズをとらえ、新たな視点を取り入れながら検討を加えて、計画的に、かつ効率的・効果的に取り組むべきなどの内容を提言に盛り込んだところである。

なお、県は、依然として厳しい財政状況にあるが、県民の日々の暮らしに密接にかかわる今回の特定テーマの課題解決に果敢に取り組んでいくためには、予算や組織体制上の格段の配意も必要であり、県議会としても最大限の協力、支援を惜しまない考えであることを申し添える。

最後に、本委員会の調査研究にご協力いただいた各市町や関係機関の皆様に感謝の意を表するとともに、本委員会において示された各委員からの意見や本報告書の提言が、県政において十分反映されることを強く望む次第である。

Ⅸ 県土整備委員会委員名簿

委員長	山形	修治
副委員長	亀田	清
委員	神林	秀治
委員	野澤	和一
委員	相馬	憲一
委員	一木	弘司
委員	高橋	文吉
委員	渡辺	渡

X 調査関係部課

県土整備部監理課、技術管理課、交通政策課、道路整備課、道路保全課、河川課、砂防水資源課、都市計画課、都市整備課、建築課、住宅課、用地課

XI 参考資料

1 「自動車普及率」:(P 4 現状 6行目)

総務省の全国消費実態調査に基づく、県内の2人以上の世帯における自家用自動車の普及率で、本県は、平成21年に97.8%で全国第1位となり、全国有数の「くるま社会」である。

2 「都市機能」:(P 4 課題及び検討の視点 7行目)

都市の持つ様々な働きやサービスのことで、商業、医療、福祉、教育、金融、行政等の諸活動によって担われる。

3 「地区計画」:(P 4 提言の具体的内容 1行目)

都市計画法に基づき、まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい都市計画(建物用途、形態意匠、壁面後退等)を定め、建物を規制・誘導していくことで、住みよい特色あるまちづくりを進めるための制度。

4 「コミュニティバス」:(P 5 現状 3行目)

一般的に、「地方公共団体等がまちづくりなど住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた『まち』の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバス」のこと。

5 「第三セクター鉄道」:(P 5 現状 6行目)

旧国鉄やJRから経営が切り離された赤字ローカル線等の地方鉄道の存続を図るため、第一セクター(国や地方公共団体)と、第二セクター(民間企業)が共同出資して設立された鉄道事業体。本県では、真岡鐵道、野岩鐵道、わたらせ渓谷鐵道が該当する。

6 「デマンド交通」:(P 5 課題及び検討の視点 7行目)

デマンドとは「要望」の意味で、地域の需要に応じて、定時定路線型でなく予約等に基づいて運行を行う交通形態のこと。ドア・ツー・ドア型(乗降場所が決められていないタイプ)や停留所設定型(乗降場所が決められているタイプ)などいろいろな運行型式がある。

7 「中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故」:(P 6 現状 3行目)

平成24年12月2日に山梨県の中央自動車道「笹子トンネル」において発生した事故。天井板を支える吊り金具のボルトの不具合により、天井板が崩落し9人が亡くなった。

- 8 「**橋梁長寿命化修繕計画**」: (P 7 課題及び検討の視点 1行目)
平成20年度に、従来の壊れてから直す対症療法的修繕から損傷を未然に防ぐ予防保全的修繕へ転換し、事業費の縮減と平準化を図るため、橋長15m以上の1,046橋を対象に策定し、平成24年度に橋長2m以上全橋の2,734橋に改定した。
- 9 「**日足トンネル**」: (P 7 提言の具体的内容 4行目)
一般国道122号日足トンネル(日光市 全長2,765m 昭和53年完成)は、半横流換気方式で県内で唯一天井板を有するトンネル。
- 10 「**半横流換気方式**」: (P 7 提言の具体的内容 4行目)
トンネル内の換気方式の1つであり、天井板の上部空間から車道内に新鮮な空気を送風し、トンネルの坑口へ向けて排気する換気方式。
- 11 「**ダムESCO事業**」: (P 8 課題及び検討の視点 12行目)
県が、民間の持つ資金、経営能力等を活用して、県管理のダムに新たな水力発電機を設置し発電を行うとともに、ダム施設の省エネルギー化を図る事業であり、本県が考案した全国初の取組である。
- 12 「**発生バイオガスを利用した発電・売電**」: (P 9 課題及び検討の視点 8行目)
下水処理の過程で発生するバイオガスを利用して発電を行い、平成24年7月から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき売電を行う事業。
- 13 「**栃木県県有財産の総合的な利活用に関する指針**」: (P10 現状 7行目)
県有の資産全体を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントを取り入れ、すべての県有財産を全庁的かつ長期的視点から利活用するために策定された指針。
- 14 「**耐震改修促進計画**」: (P10 現状 10行目)
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することで、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を防止し、県民の生命・生活の安全安心を促進するため、本県では平成19年1月に策定した計画。
- 15 「**全面打診調査**」: (P10 提言 3行目)
建築基準法の改正により、平成20年4月以降、落下により歩行者に危害を加えるおそれのある建築物の外壁仕上げ等について、目視調査や手の届く範囲での打診調査に加え、10年周期で義務づけされた外壁の全面打診による詳細な調査。

- 16 「**県有建築物の定期点検**」: (P11 提言の具体的内容 8行目)
建築基準法の改正により、一定規模・用途の県有建築物や建築設備等を対象に義務づけられた損傷、腐食その他の劣化の状況を把握するために定期的を実施する点検。建築物は3年ごと、建築設備等は毎年実施する。
- 17 「**栃木県公営住宅等長寿命化計画**」: (P11 提言の具体的内容 10行目)
平成22年3月に「栃木県住宅マスタープラン」に基づき策定した、公営住宅等の具体的な整備方針及び事業計画を定めた計画。
- 18 「**歩道等整備マニュアル**」: (P11 現状 7行目)
高齢者、身体障害者を含むすべての人々が安心して快適に利用できる歩行空間の整備を一層進めるため、平成18年2月にまとめた本県独自の整備方針。
- 19 「**ノンステップバス**」: (P12 現状 4行目)
乗降口に階段の無い超低床バス。優先席が設置され、乗降口の幅が広く、握り棒や押しボタン等は朱色又は黄赤を使用するなど、高齢者、障害者を含むすべてのバス利用者が高い利便性を享受できる仕様となっている。
- 20 「**高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例**」: (P13 提言の具体的内容 2行目)
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた条例。
- 21 「**長寿社会対応住宅設計指針**」: (P14 現状 7行目)
加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、基本的にそのまま住み続けることができるような住宅の設計について、平成7年6月に国が示した指針。
- 22 「**サービス付き高齢者向け住宅**」: (P15 提言の具体的内容 1行目)
「高齢者住まい法」の改正により創設され、平成23年10月から登録制度がスタートした、介護・医療と連携し高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。